

「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表（平成26年度当初予算）

1 財政リスクの点検（新規事業）

第9条第1項 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第2条）

2 財政リスクの点検（既存事業）

第9条第2項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第10条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

1 財政リスクの点検（新規事業）

1 財政リスクの点検(新規事業)

新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「財政リスク」の把握に努めました。現時点において「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険」となる可能性は低いと考えられます。以下に、それぞれの事業についての考え方をお示します。

※各事業の概要は、資料1『平成26年度当初予算案の概要』の「【4】主な項目」をご覧ください。

■財政運営基本条例 第9条1項

府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク〔※財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象〕の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

項 目	説 明
減災・治安	
港湾施設(防波堤等)の耐震検討調査	検討調査は予算の範囲内で事業実施。今後のハード整備は、現在実施中の防潮堤の液状化対策における優先順位の考え方を踏襲する。 (ハード整備の実施に当たっては、今後の予算編成過程で精査する。)
堺第7-3区護岸耐震調査	検討調査は予算の範囲内で事業実施。今後のハード整備は、現在実施中の防潮堤の液状化対策における優先順位の考え方を踏襲する。 (ハード整備の実施に当たっては、今後の予算編成過程で精査する。)
建築物震災対策推進事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
私立学校非構造部材耐震対策促進事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
津波等から「逃げる」対策の促進	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※28年度までの3か年事業
災害支援における広域防災拠点等のあり方の検討	検討は予算の範囲内で事業実施。今後の方針決定は、26年度の検討結果を踏まえて行う。
大阪府庁BCP(業務継続計画)の改訂	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
あいりん地域を中心とする環境整備	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※30年度までの5か年事業
総合的な治安対策推進事業《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業

項 目	説 明
府民生活安全支援総合システムの整備	システム構築は予算の範囲内で事業実施(26年度単年度)。導入後のランニング経費は約1500万円/年となる見込み。
警察署女性関係施設の整備	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
セーフティネット	
夜間緊急歯科診療体制の確保	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
先天性風しん症候群の対策	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※30年度までの5か年事業
重症心身障がい児者地域ケアシステム	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業
金剛コロニーの再編整備	「金剛コロニーの今後の再編整備方針(案)」に基づくものであるが、予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
アートを活かした障がい者の就労支援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
障がい者雇用No.1に向けた企業の取組み促進事業《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
ハートフル企業農の参入促進事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
保育サービスの等の充実(安心子ども基金事業)《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※基金活用期間は26年度まで
保育士人材確保等事業(安心子ども基金事業)《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※基金活用期間は26年度まで
児童福祉施設の機能強化	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
生活困窮者自立促進支援モデル事業	予算の範囲内で事業実施するもの。法施行(27.4)後の事業内容は、26年度の実施状況を踏まえて検討する。 ※26年度単年度事業
あいりん地域日雇労働市場現況調査事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
産業政策	
バイオベンチャー等の海外展開の支援	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業

項 目	説 明
大阪府市医療戦略会議の提言実現に向けた取組みの推進	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
機能的食品市場開発支援事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
中小企業向け融資制度(設備投資応援融資の創設)	【損失補償】 設備投資応援融資分として3.0億円の債務負担行為を設定(26年度融資枠200億円) 損失補償は事故率に連動して増減する。予算措置は事故率を15%と想定しており、これを超えないよう、金融機関等と連携し、融資先の経営支援の充実や適切な債権管理に努める。 【預託金】 設備投資応援融資分として174.9億円の預託額を措置(26年度融資枠470億円、残高に連動して逓減) 金融機関への預託金(無利子貸付)は預金保険法により全額保護される(ペイオフ対象外)。
ものづくり支援強化推進事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
商店街等の活性化《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
OSAKAしごとフィールド機能強化事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
女性のためのしごとラボ推進事業(緊急雇用創出基金事業)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業
ワーキングウーマン応援事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
若年女性の就業意識調査事業	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
教育	
特別支援教育就学奨励扶助費(ICT機器購入助成)《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
中学生学びチャレンジ事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※29年度までの4か年事業
英語教育推進事業費(小中学校)	予算の範囲内で事業実施するものであるが、フォニックス学習パッケージの開発にあたっては、①本府支出を踏まえ著作物の利用権を共同で持つ、②府内市町村が学習パッケージを導入する場合は無償または低廉な価格にて提供する、③府外において学習パッケージを販売する場合は有償とする手法の導入を検討する。
骨太の英語力養成事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
英語教育推進事業費(高等学校)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。

項 目	説 明
キャリア教育支援体制整備事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
おおさかグローバル人材育成事業費《一部新規》	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
奨学のための給付金事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
府立高等学校再編整備事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
学校情報ネットワーク再構築事業費 〔府立学校のネットワーク環境を見直し、再構築することにより経費の縮減及びICTを活用した学習環境を整備〕	予算の範囲内で事業実施するもの。26年度においては概要設計を行うが、概要設計の結果、再構築後の予算額が26年度当初予算額よりも削減されることを確認の上で、今後の詳細設計や機器調達について毎年度の予算編成過程で精査する。
まちづくり・都市基盤	
企業・府民とつくるグリーンストリート支援事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
森林防災機能回復・強化事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
箕面森町第3区域の整備（箕面北部丘陵整備事業特別会計）	企業の進出意向調査の結果から企業の強い進出意向ニーズを確認、戦略本部会議において第3区域の整備に着手することを決定。事業費のコスト縮減及び保留地処分金収入等を図り、H26.1.27の戦略本部会議で見込んだ府費負担603億円の更なる縮減に努める。 企業ニーズに変化があった場合や、土地の利用条件等について国・市等の関係機関の協議が整わなかった場合には、見直しも含め再検討。 （第3区域の事業費は粗い試算に織り込み済み、保留地処分金90億円の売れ残りリスクは粗い試算に織り込み済み。）
リニア中央新幹線整備促進事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
なにわ筋線の検討調査	検討は予算の範囲内で事業実施。今後の方針決定は、26年度の検討結果を踏まえて行う。
都市魅力創造	
日本万国博覧会記念公園事業（日本万国博覧会記念公園事業特別会計）	日本万国博覧会記念公園については、H26.4.1に（独）日本万国博覧会記念機構から事業承継する予定であるが、同機構から承継するにあたっては、新たな財政負担のないこと（一般財源を投入しないこと）を前提としている。このため、一般会計と経理を区分する特別会計を設置し、公園事業を運営していくが、同特別会計の歳入予算の範囲内で毎年事業実施するものであり、具体的な事業内容等については、毎年度の予算編成過程で精査する。

項 目	説 明
御堂筋の魅力創造・発信事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
大阪国際音楽フェスティバル	予算の範囲内(全額国庫補助事業)で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
中之島図書館環境改善等事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業
弥生文化博物館展示リニューアル等事業費	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
その他	
市民公益税制指定基準検討委員会運営費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
大阪府立図書館指定管理者等選定委員会	予算の範囲内で事業実施するもの。 ※26年度単年度事業
石綿飛散防止推進事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
微小粒子状物質自動測定機整備事業費	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。
選挙執行費(府議会議員選挙)	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※27年度までの2か年事業
社会保障・税番号制度システム事業	予算の範囲内で事業実施するもの。今後のシステム開発・改修の規模・内容・ランニングコストについては、今年度の事業において検討の上、毎年度の予算編成過程で精査する。
ペイジー収納導入事業	予算の範囲内で事業実施するものであり、毎年度の予算編成過程で精査する。

2 財政リスクの点検（既存事業）

実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクの把握について

■ 財政運営基本条例(第9条第2項)

府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
まちづくり促進事業会計	<p>○ まちづくり促進事業は、起債の発行により資金調達を行い用地取得し、その償還は貸付期間(20年間)終了後に事業用地の売却収入を充てることにより、収支が均衡する事業の仕組み。</p> <p>○ 現時点での地価は、地域整備事業会計からの移管単価を大幅に下回っているため、平成 35年度以降の用地売却時に、地価が復元していなければ、新たな府の財政負担が生じる恐れがある。</p>	<p>【取組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域整備事業会計(23年度末廃止)から一般会計へ引き継いだ土地で定期借地を行う場合は、その土地を一般会計からまちづくり促進事業会計へ現物出資を行ったうえで、まちづくり促進事業会計で定期借地契約を行う ・従来の定期借地分については、貸付期間(20年間)終了後の確実な売却に努めていく ・起債の借換に際し、利益剰余金を充当し、借入金残高の縮減を図った ・24年度 7.5億円 25年度 6.2億円 <p>【現時点での想定損失額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簿価は、1,141億円 ・売却時までには地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は、432億円 	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)250億円算入】</p> <p>○保有地の売却単価差(413億円H23末時点)について、H26～33の要積立額として、250億円を算入</p> <p>※参考 H25末時点試算 360億円</p>

事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
箕面北部丘陵整備事業 特別会計	<p>○ 箕面森町事業(事業完了は平成27年度末)については、府が造成する区域を当初の計画よりも縮小し、府費負担額は605億円以内とすることとしています。</p> <p>○ 第三区域の基盤整備工事着手については、財政再建プログラム案において、「粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断」することとしています。</p>	<p>(第一区域の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一区域の保留地については、26年1月末現在、住宅地532区画中297区画が契約済み ・22年10月から6社のハウスメーカー等の企業が保留地販売業務に参画し、販売体制の強化を図ってきた ・25年4月からは、土地のみ分譲(建築条件なし)に見合った、不動産会社と広告代理店との業務提携方式による販売体制により、販売促進を図っているところ ・第三区域に着手することから事業期間を、清算期間5年を含めた35年度まで延長する予定。保留地については、33年度までに完売する見込み。 	<p>○H26.1.27の戦略本部会議において603億円とした府費負担の更なる縮減を図ることを決定</p> <p>(中長期試算(粗い試算)には605億円を織込み済)</p>
		<p>(第三区域の基盤整備工事实施の判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月に、第三区域への新名神高速道路の残土搬入及び粗造成について、西日本高速道路(株)と確認書を締結 ・24年度から本格的に新名神高速道路の残土搬入及び粗造成が行われている ・25年9月2日から10月31日までエントリー募集を実施した結果、募集面積約25haに対し、36社から約84haの応募があった ・応募結果や応募企業とのヒアリング結果を踏まえ、企業の進出意欲は高いことが確認できたことなどから、保留地処分の可能性や事業採算性を見通せる状況となったため、第三区域の基盤整備工事を実施することとした ・都市計画等の立地条件については、企業ニーズを踏まえ変更できるよう、市等の関係機関と調整を行っていく。 ・30年度から企業が操業開始できるよう、27年度に具体的な契約手続きに着手し、29年度以降、順次、土地の引渡しを行うなど事業推進を図る 	

事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
大阪府住宅供給公社	<p>○ 府及び金融機関からの借入金あわせて1,900億円程度の債務を抱えていることから、平成20年6月に「自立化に向けた10年の取り組み」を策定し、29年度末に借入金残高を1,500億円以下まで縮減することを目標にしています。</p>	<p>(収支改善の取組み、借入金残高の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替事業に伴う再生地処分益の確保や、様々な経営改善策を講じた結果、25年度末における借入金残高目標(1,663億円)については達成の見込み(25年度末実質借入金残高約1,659億円) ・公社債の発行については、23年度から格付けによる発行を行い、高金利の借入金の繰上償還を実施し、将来にわたる利息削減を図った ・公社債発行による資金等により、25年度においては、宅地開発事業資金借換資金250億円、公庫建設資金借換資金32億円を繰上償還した ・高金利の住宅金融支援機構借入金については、25年3月に低金利の民間金融機関資金80億円に借り換えるなど、経営改善に努めた ・(財)大阪府地域支援人権金融公社からの借入金15億円については24年度末に一括償還を行い、大阪府借入金についても、25年4月に約17億円の繰上償還を行い、借入金残高の縮減を図った 	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)135億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして135億円を算入。</p> <p>※参考 H25末時点試算 90億円</p>
大阪府土地開発公社	<p>○ 長期保有資産の計画的処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めています。 <p>○ 未利用代替地の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用代替地の地価下落に伴う含み損を、府からの補助金により計画的に処理しています。 ・残存資産については、平成22年3月末現在では、49.7億円まで減少しており、23年度末までの解消に努めます。この処理にかかる代替地差損処理補助金は38億円が見込まれます。 	<p>(解消計画に沿った長期保有資産の縮減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度末の長期保有資産は、約210億円であり、解消計画策定時点(H15)の予定額約358億円と比較して、大幅に解消が進んでいる ・34年度までの解消をめざし、今後とも、事業課との連携を図りながら、長期保有資産の計画的な解消に努める <p>(未利用代替地の販売促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残りの未利用代替地(1件)である土砂採取跡地(岬町多奈川)について、大阪府土地開発公社が岬町多奈川地区整備促進協議会と連携・協力の結果、24年12月に進出候補事業者と売買契約を締結・処分を行った ・また、府が代替地差損処理補助金(約38億円)を執行した ※24年度で未利用代替地の処分完了 	<p>○長期保有資産について、計画的に解消に努める。</p>

事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
大阪府道路公社	<p>○ 下記を包括した健全化計画を22年度中に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社経営の改善を図るため、歳出削減に向けた取組み ・増収を図るために利用促進に向けた取組み ・健全運営を図るための有料道路制度の改善に向けた取組み ・それらを包括した健全化計画を22年度中に策定します。 	<p>(「大阪府道路公社経営改善方針(案)」「健全化計画」の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用実績が計画に満たない路線が存在し、将来建設債務の償還不足が生じる恐れがあることから、維持管理経費の縮減等に取り組むため、22年度実績を反映させた公社経営改善方針を23年度に策定 ・24年度に経費縮減の取組みと併せて計画期間における借入金の返済等の数値目標を立てた「経営改善方針(中期経営計画)【25年度～27年度】」を策定(25年3月) ・経営改善に向けた取組みに対して、22年度から24年度までの成果の検証を行い、25年度に公表 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府道路公社は阪神都市圏の高速道路における料金体系一元化の具体的内容の検討と併せ、接続する高速道路会社への移管に向けた取組みを進める ・25年度末に大阪市道路公社解散予定 <p>(より一層の経営改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社経営改善方針を目標に、利用促進やコスト縮減を図りつつ、地方道路公社を有する他府県と共に、国に対し、毎年、料金徴収期間の延長等について、制度改善の要望。引き続き、地方道路公社を有する他府県と共に要望を継続 ・国、阪神圏の地方公共団体、高速道路会社等において、阪神圏の高速道路料金について、平成29年度当初を目途に、管理主体を超えたシームレスな料金体系の実現に向け、具体的な検討を進めることを確認 ・シームレスな料金体系の実現に併せ、接続する高速道路会社への移管に向けて、スキームや設備仕様の統一等の検討を進める ・併せて、更なる経費縮減に向け、高速道路会社との維持管理業務の一体化への取組みを継続 	<p>○近年中に料金徴収期間が終了(H28)する鳥飼仁和寺大橋の収支不足分(約30億円)は、公社内の損失補填引当金を充当予定。</p>

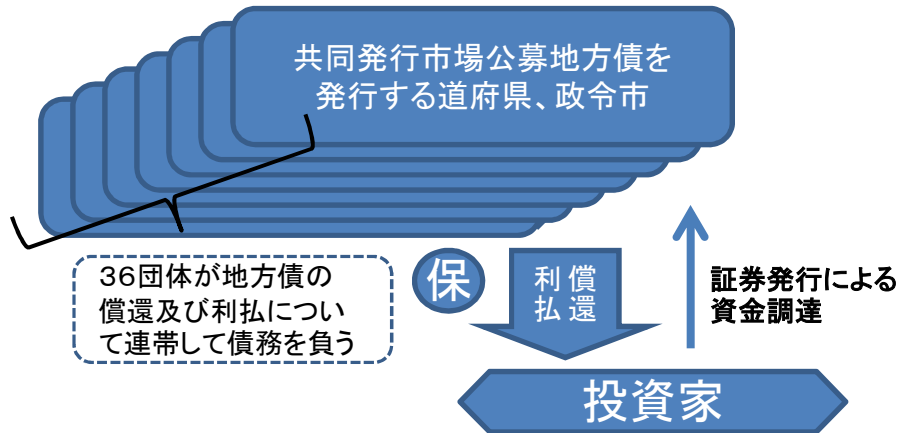
事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
(財)大阪府産業基盤整備協会から取得した賃貸事業用地等(テクノステージ和泉、津田サイエンスヒルズ、商工会館)		<p>(法人解散、単年度貸付解消、府損失抑制、事業継承) (25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府が法人から取得した賃貸事業用地で事業継続 ・財団の解散に当たって発行する三セク債(限度額110.78億円)の返済を進めていく ・商工会館は、一般競争入札により売却済み(約28億円) <p>○賃貸事業用地については、定期借地契約に基づき、適切に賃貸料収入を得るとともに、借受企業の求めに応じて土地売却による収入を確保しており、三セク債の返済に支障を来たすことはないと考え</p>	<p>○三セク債に係る公債費は、中長期試算(粗い試算)に織込み。</p> <p>○土地賃貸事業による貸付料及び土地売却収入の確保に努めていく。</p>
(財)大阪府育英会		<p>○大阪府育英会に対して、事業資金借入金の損失補償を行っているが、滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見直しを立てていることから、事業に支障を来すことはないと考え</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)240億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして240億円を算入。</p> <p>※参考 H25末時点試算 60億円</p>
(財)大阪産業振興機構		<p>○大阪産業振興機構に対して、下記事業の損失補償を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備貸与事業損失補償 ・中小企業等金融新戦略事業 <p>○事業の進捗について、府への報告を求めるなど定期的にチェックをしており、事業に支障を来すことはないと考え</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H33末時点)225億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして225億円を算入。</p> <p>※参考 H25末時点試算 225億円</p>

事業名	点検内容 (「財政構造改革プラン(H22.10)」時点)	平成26年度当初予算時点における点検結果	財政リスクへの対応
庁舎の整備・改修に係る事業	/	<p>○咲洲庁舎については、国(中央防災会議等)から示される知見に基づき耐震対策を再検討することとしているが、国の検討スケジュールが当初の想定より遅れていることから、H24年度に予定していた調査検討をH26年度に行う。検討の結果、抜本的な耐震対策(中間層免震、メガトラス、減築など)が必要となることも考えられる。</p> <p><金額は、対策手法により変動(例. メガトラスの場合約20億円～30億円、中間層免震の場合約130億円、減築の場合約40億円等)></p>	<p>○咲洲庁舎の抜本的な耐震対策については、国(中央防災会議等)の知見等を踏まえて検討のうえ、適切に対応していく。</p>

3 損失補償・債務保証の点検

法人名	(共同発行市場公募 地方債を発行する36団体)	事業名	○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 (債務保証)
-----	----------------------------	-----	----------------------------------

事業スキーム



○スキームの概要
発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち36団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容
地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、36団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため
債務保証に係る事業の採算性	地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。
保証する損失の範囲	共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額
保証限度額の妥当性	地方財政法第5条の7の規定に基づくもの
他の保証人その他の担保の有無	共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H26設定額 : 1兆3,940億円 (設定残額 14兆6,110億円) (36団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

【やむを得ない理由】
共同発行市場公募地方債に参加することにより、年間800億円の資金を調達。市場環境によるが、府個別債と比べ、一定低コストで調達可能。
同債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられている。

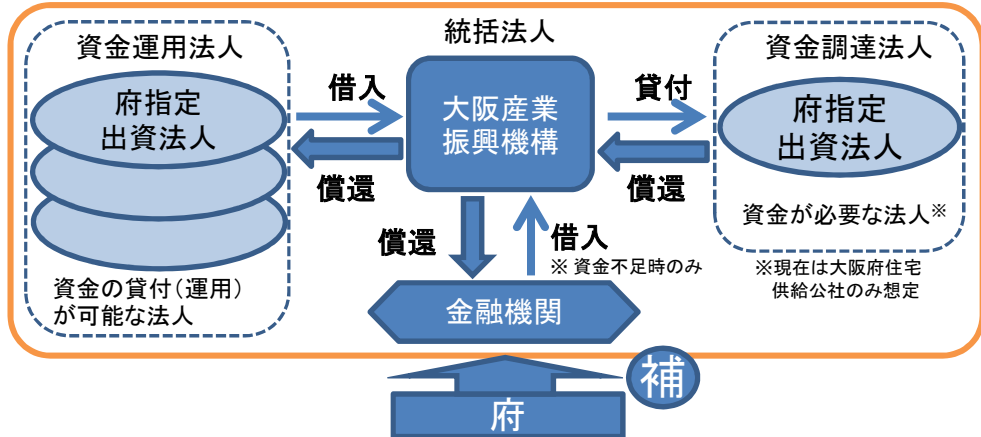
法人名

(公財)大阪産業振興機構
大阪府住宅供給公社

事業名

○出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

府指定出資法人をグループ化し、統括法人(大阪産業振興機構)が各法人の流動性資金等を借り入れることで資金を集約し、必要な法人に貸し付けるもの。グループ内で資金不足が生じた場合は、一時的に金融機関から不足額を借り入れている。本事業により、指定出資法人全体の資金効率を高め、資金調達コストの低減、資金運用益の向上等を図っている。(平成24年度から、従来、各々の借入・貸付ごとに付していた損失補償を、システム全体への損失補償に変更。)

○損失補償の内容

上記の資金の借入及び貸付に係る償還に対して、府が損失補償を行っている。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	本事業は、府の行政運営と密接な関連性を有する「府指定出資法人」の資金効率の向上を図る有効な手段である。グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給を可能にし、事業スキームを維持するには、府による資金調達法人及び統括法人の信用補完(損失補償)が必要である。
損失補償に係る事業の採算性	本事業の参加法人は、府が要件を定めた上で審査を行い決定している。また、定期的に事業の運営状況や参加法人の財務状況を把握しており、その状況から見て事業の採算性に支障はない。(※資金調達法人である大阪府住宅供給公社の採算性については、別個票に記載)
補償する損失の範囲	資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に残存する未弁済額。
補償限度額の妥当性	本事業スキームを維持する上で必要かつ効率的・効果的な範囲としている。
損失の確定時期	資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に未弁済額が残存するとき。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H26設定額: 146億円 (設定残額: 146億円)

【やむを得ない理由】

損失補償がなければ、グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給が困難となり、事業スキームが維持できないため。

法人の財務状況

(平成24年度)

○(公財)大阪産業振興機構

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	96,594	負債合計	89,248
流動資産	15,158	流動負債	35,158
固定資産	81,436	固定負債	54,090
		正味財産合計	7,346

◆正味財産増減計算書

当期経常増減額	▲ 6
当期経常外増減額	14
当期一般正味財産増減額	7
当期指定正味財産増減額	359

○大阪府住宅供給公社

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	248,326	負債合計	205,297
流動資産	9,545	流動負債	23,082
固定資産	238,781	固定負債	182,215
		資本合計	43,029

◆損益計算書

営業利益	5,506
経常利益	4,537
当期利益	4,365

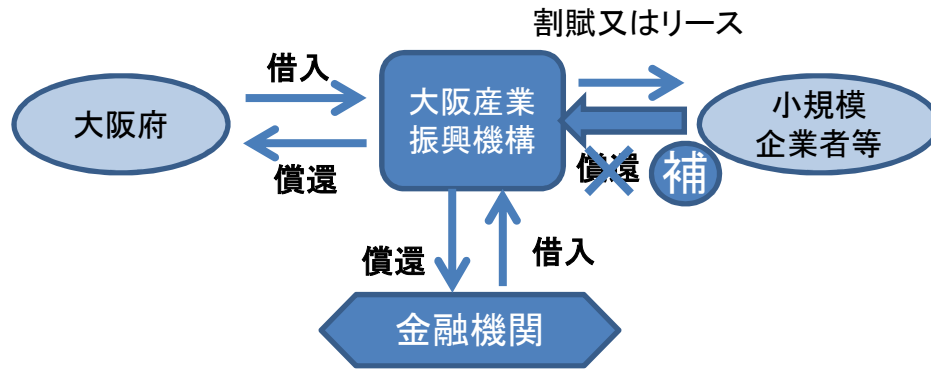
法人名

(公財)大阪産業振興機構

事業名

○小規模企業者等設備貸与事業損失補償

事業スキーム



○スキームの概要

小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するため(公財)大阪産業振興機構が下記の事業を行うもの。
 設備貸与事業(長期低利で割賦販売又はリース)を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(公財)大阪産業振興機構に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	小規模企業者等の創業や経営基盤強化に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(公財)大阪産業振興機構が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。
補償する損失の範囲	基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(公財)大阪産業振興機構の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の10%)
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H26設定額 : 3億円 (設定残額 30億円)

法人の財務状況

(平成24年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	96,594	負債合計	89,248
流動資産	15,158	流動負債	35,158
固定資産	81,436	固定負債	54,090
		正味財産合計	7,346

◆正味財産増減計算書

当期末通常増減額	▲6
当期末非常増減額	14
当期一般正味財産増減額	7
当期指定正味財産増減額	359

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、貸与機関である産振機構における事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名	大阪府道路公社	事業名	○大阪府道路公社事業資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備事業資金借入金 ○大阪府道路公社有料道路整備事業無利子資金借入金 ○大阪府道路公社街路事業資金借入金	債務保証
-----	---------	-----	--	------



○スキームの概要
道路公社が行う有料道路事業は、国等から有料道路の建設等に必要な費用を借り入れ、供用後に道路の通行料金を徴収することによって、当該借入金の償還に充てる制度。

○債務保証の内容
国、地方公共団体金融機構、その他金融機関等からの借入については、設立団体である府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を保証する必要性	有料道路の建設・整備を行い、完成した道路から徴収した通行料金徴収を償還に充てる制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関等からの資金調達には府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	各路線ごとの収支やそれを踏まえた経営改善計画などを府に報告するよう求めている。引き続き、借入金の償還状況については、府として確認することとしている。
保証する損失の範囲	道路公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響（H25設定残額）	H26設定額 70億円 （設定残額 941億5,709万4千円）

法人の財務状況 (平成24年度決算)

◆貸借対照表 (単位：百万円)			
資産合計	288,145	負債合計	187,199
流動資産	3,907	流動負債	3,276
固定資産	284,238	固定負債	183,923
		正味資産合計	100,946
◆収支の状況 (単位：百万円)			
事業活動収支差	4,933		
投資活動収支差	0		
財務活動収支差	▲ 5,681		
当期収支差	▲ 748		

【やむを得ない理由】
府の債務保証がない場合、金融機関等からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

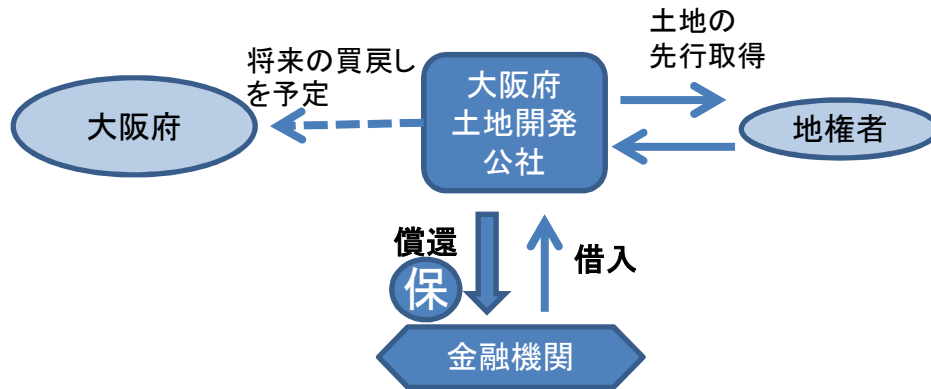
法人名

大阪府土地開発公社

事業名

○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証

事業スキーム



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。
保証する損失の範囲	土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H26設定額 : 58億9,445万6千円 (設定残額 360億0,615万5千円)

法人の財務状況

(平成24年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	27,731	負債合計	26,778
流動資産	27,719	流動負債	4,142
固定資産	12	固定負債	22,636
		資本合計	953

◆損益計算書

(単位:百万円)

当期収入合計	11,049
前年度繰越収支差額	0
当期支出合計	11,049
当期純利益	0

【やむを得ない理由】

府の債務保証がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

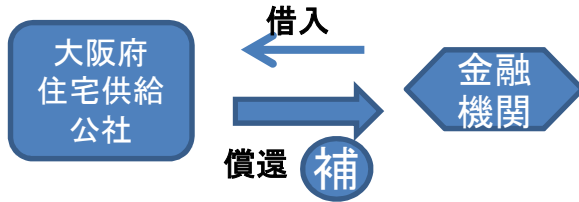
法人名

大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社事業損失
- ②大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

事業スキーム



○スキームの概要

住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

○損失補償の内容

公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償

※出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償による事業資金の借入分はP.2参照

法人の財務状況

(平成24年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	248,326	負債合計	205,297
流動資産	9,545	流動負債	23,082
固定資産	238,781	固定負債	182,215
		資本合計	43,029

◆損益計算書

営業利益	5,506
経常利益	4,537
当期利益	4,365

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	居住環境の良好な集団住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	公社全体の借入金金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考える。
補償する損失の範囲	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても残存する未弁済額
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有処分の弁済を行っても未弁済額が残存する場合
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H26設定額 : 234億1,250万円 (設定残額 919億2,278万円)

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。